

山梨県水道水質管理計画（概要）

1 経緯

平成5年12月1日の水質基準の改正（基準項目の増加、多様化、検査技術の高度化等）に伴い水質検査を適正かつ計画的に実施するとともに、体系的組織的に監視項目の水質測定を行うため、「山梨県水道水質管理計画」を平成5年12月1日付けで策定した。

2 基本方針

山梨県水道整備基本構想に基づき広域水道圏ごとに共同検査施設の整備を図り水質管理の強化に努める。

- ・ 本計画の目標年度は平成20年度とする。
- ・ 検査施設を有する水道事業者、県の検査機関の名称と所在地は次のとおりである。

検査機関名	所在地	備考
甲府市水道局	甲府市平瀬町宮平437-3	平瀬浄水場内
県衛生公害研究所	甲府市富士見1丁目7-31	
県衛生監視指導センター	甲府市太田町9-1	
県甲府保健所	甲府市太田町9-1	

3 水質検査

(1) 水質検査の実施主体（目標年次の検査体制）

- ・ pH、濁度等は専用水道を除く全ての事業者
- ・ 毎月検査は広域圏ごとの共同検査施設
- ・ 全項目検査は指定検査機関（甲府市は独自、東部圏域は共同検査施設）

(2) 水質検査施設の整備（目標年次の水質検査施設の整備計画）

- ・ 各広域圏ごとに共同検査施設を整備（甲府市は必要な検査施設・設備を整備する。）

4 水質監視

水質監視については、将来にわたって水道水の安全性を確保するため、監視項目等の測定を行うことによりその検出状況を把握し、水質管理に活用できるよう実施する。

(1) 実施時期

平成6年度から実施

(2) 監視地点

県下 23 地点

(工業団地・ゴルフ場の周辺及び大規模取水の水道水源を中心に、表流水 5、ダム取水 1、深井戸 14、浅井戸 2、湧水 1 の原水を選定)

(3) 監視項目

監視項目 33 項目及び農薬 26 物質

(項目数は、水質基準の見直し等により随時増減する。)

(4) 水質監視の実施主体

水質監視については、甲府市、東部地域水道管理センター(仮称)及び山梨県が実施する。

なお、東部地域水道管理センターが行う監視については、設立されるまでは県が実施する。

5 その他

(1) 連絡調整体制

水質管理センター協議会の設立等により体系的・組織的な連絡体制の整備を図る。

(2) 検査担当者の技術の向上に関する計画

県衛生公害研究所による講習会等に参加し、検査技術者の技術の向上を図る。

(3) 精度管理の実施に関する計画

県衛生公害研究所が中心となり、精度管理用標準サンプルによるクロスチェックを定期的に行う。(平成 6 年度から実施している。)